



1993年 5月17日

国税庁長官 土田正顕 殿

全国青年税理士連盟
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
代々木リビン303
会長 益子良一

申し入れ書

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

当連盟は全国の若手税理士約 3,000名で組織されており、国民のための税理士制度の確立を目指して活動をしている団体です。

さて、貴庁では全国の税務官庁のコンピューターをオンラインで結ぶ「国税総合管理システム（通称、KSKシステムと呼ばれております）」の導入を平成8年度に予定し、現在当該システムの開発を行っているとの報道されております。（税理士新聞 678号）また、当該システムは納税者の管理にとどまらず、私達、税理士に関する情報もこのシステムにより管理していくとの報道もなされております。

しかしながら、現在のわが国においては、コンピューター情報の取扱に関する法律が十分に整備されておらず、また大規模な税務情報のオンライン化による管理システムの経験がありません。さらにはわが国における情報に対する認識の低さもあいまって、現段階でこのようなシステムを「納税者のプライバシー」に対する十分な検討をする事無く導入した場合には、情報管理上の事故がおき、社会問題化する可能性があります。

そのような事故は、アメリカにおけるウォーターゲート事件、最近納税者番号制度が導入されたオーストラリアで、政府が保有する納税者情報が売買されたりした諸外国の例などがあげられます。またわが国においても、日本銀行の内部資料や、横浜銀行の顧客情報の流出、漏洩、そして郵便局における顧客情報の流用など、頻発しております。

貴庁が検討をすすめている「国税総合管理システム」においては、「納税者のプライバシー」を守るためのどのような検討がなされているのでしょうか。

当連盟は「国税総合管理システム」のような大規模な税務情報の管理機構の導入には、次のような「納税者のプライバシー」を守るためのシステムが不可欠であると考えますので、下記の諸点が整備されない限り、現時点においての「国税総合管理システム」の導入はとりやめるよう申し入れるものであります。

言己

1. 「国税総合管理システム」の導入に際しては、事前にそのシステムの内容を一般に公開するとともに、「納税者のプライバシー」への配慮の必要性から、第三者的機関を設置し、当該機関に同システムの内容を検討させ、その答申を尊重し、同システムに反映させること。
2. 「国税総合管理システム」の運用に際しては、あらかじめその運用基準を公開するとともに、納税者からの苦情処理等に対処できる常設の第三者機関を設置すること。
3. 「国税総合管理システム」に蓄積する納税者情報の収集についてのガイドラインを設けるとともに、同システムの利用記録には、すべて保存義務を設けること。
4. 「国税総合管理システム」により蓄積された納税者情報及び当該情報の利用記録については、すべてを本人に開示し、誤った自己情報についてはその訂正権を保障する制度を併設すること。
5. 「国税総合管理システム」の目的外利用を制限するとともに、これに反して目的外利用をした者に対する罰則規定を設けること。
6. 税理士に関する情報については、「納税者を代理する」というその職責に鑑み、情報の収集の範囲、その運用について事前に税理士会と十分な協議を行うこと。

以上